

新潟市立新通つばさ小学校
いじめ防止等基本方針

令和2年4月1日策定

【新潟市の基本理念】

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法第(二)条において次のように規定されており、この定義を踏まえ、いじめの防止等の取組を進めるものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義により、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

※「いじめ」であるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

※「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、児童生徒がかかわっている仲間や集団など、何らかの人間関係のある者を指す。

※「心理的」とは、直接的にかかわるものではないが、冷やかしやからかい、集団による無視等、心理的に圧迫し、相手に苦痛を与えるものを指す。

※「物理的」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかつたり隠したりすることなども意味する。

※行為を受けていても本人がいじめを否定する場合などがあることから、本人の表面的な態度や言葉だけで、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に当てはまらないと解釈されることのないように努める。

(2) 本校の基本的な考え方

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」である。「いじめは、どの子にも、どの学級・学年でも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員が未然防止に努めるものとする。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。

上記の考え方のもと、本校では、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「新潟市立新通つばさ小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの未然防止のための取組

分かる授業・できる授業や、児童一人一人を生かし、成長を促す教育活動の充実を図る。そのために、互いに認め合い、支え合い、高め合う雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、学習に対する達成感・成就感を育て、自己肯定感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間では、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。

(1) 居心地のいい雰囲気づくりに努める。

①あいさつ運動

- 「廊下でこんにちは」を合い言葉にして、あいさつの輪を広げる。児童に言葉を掛けたり、児童に笑顔で接したりほめたりして、児童理解に努めるとともに、児童の自己有用感を高める。

②規範意識を醸成するための取組

- 毎月の学校生活目標に、規範意識を高めるための指導を位置づける。同一步調で、全校児童を全職員で期を逃さずに指導することや、PDCAサイクルを機能させた「ほめる指導」を心掛ける。

③やさしい言葉づかい運動

- 「さん」を付けた呼び方、敬語の正しいつかい方、相手を傷つける言葉撲滅等の指導内容を学校生活目標として掲げ、全校体制で指導する。

④人権教育、同和教育の推進

- 年間2回、学年で題材をそろえて実践する。
- 児童一人一人に「人間の尊厳性」を理解させ、「人間尊重」の気持ちを育成し、正しい人権感覚を育てるための校内研修会を実施する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

- 「分かる」授業、「認められる」授業を中核にして、以下の教育活動を推進する。
 - ・ 児童が主体的に取り組む学習活動
 - ・ ユニバーサルデザイン型の授業の推進と学習環境の整備
 - ・ 異学年交流の充実
 - ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動やクラブ活動等の充実

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

- 学校生活目標に関連したソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターを行う。
- 自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、活動を通して認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育む。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

- 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション能力を育成する。
- 学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・即時対応及び、その留意点

教職員が、いじめに対して組織的かつ積極的に対応し、児童生徒と共に解決を図る。

(1) いじめの早期発見

①いじめ調査等

- いじめの早期発見、いじめ根絶に向けた取組の徹底及び成果を定期的に点検・評価するため、次のとおり調査を実施する。
 - ・ 児童対象生活アンケート：年間3回
 - ・ 児童対象いじめアンケート：年間3回
 - ・ 保護者対象アンケート調査：年間2回
 - ・ 教育相談「オアシスタイム」による児童からの聞き取り調査：年間2回
 - ・ 個人懇談会：年間2回
- ※児童対象のアンケートは、全て2年間保存とする。

②いじめ相談体制

- 児童及び保護者が、いじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。
 - ・ スクールカウンセラーの活用
 - ・ いじめ相談窓口の設置(窓口：管理職・生活指導主任・養護教諭)

③いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

-いじめ防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

- ・生活指導部研修：年度初1回
- ・人権教育,同和教育研修：年間2回
- ・スクールカウンセラーによる研修：年間1回
- ・情報交換会「子どもを語る会」：年間2回
- ・児童及び保護者対象のネットトラブルに関する研修：年間1回

(2) いじめへの即時対応

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、管理職にすみやかに報告するとともに、学年主任を中心に情報を共有し、事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、管理職を中心に校内いじめ対応ミーティングを速やかに開催し、解決に向けた手順と方針を決定するとともに、全職員での共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けることができるよう、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ⑤ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥ 重大事態については、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への初期対応

児童が自殺を企図(きと)した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品に重大な損害を受けた場合、精神性の疾患を発症した場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① いつ、誰が、どのようにかかわったか、どのように対応したかの事実関係を、可能な限り多方面から情報収集し、新潟市教育委員会に速やかに報告する。
※客観的な事実関係を速やかに調査するため、「新潟市いじめ防止対策等専門委員会」による調査が行われる。
- ② いじめを受けた児童から丁寧に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対して、アンケートや聴き取り調査を行う。
- ③ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(4) 早期発見・即時対応の留意点

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員による的確な指導・支援により、いじめ問題の解決にあたる。
- ② 事実の確認及び指導は、原則として複数の学校職員で行う。確認された事実は、即時、管理職及び生活指導主任に報告する。さらに、全職員に情報を確実に共有する。
- ③ いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ④ 学校内だけでなく関係機関やスクールカウンセラーと協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行う。
※いじめには、被害者・加害者の二つの立場だけではなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」が存在することも多い。いじめ問題への対処には、加

害者にいじめをやめさせ、被害者・加害者の関係修復を行うだけでなく、観衆や傍観者も含め、集団の問題として扱うことが必要。

(5) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① 普段から、家庭との連携を密にして、遠慮なく情報を得ることができるよう啓発活動を行い、よりよい関係づくりに努める。また、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。いじめ事案が発生した際、学校側の指導方針やいじめ事案の事実と指導内容等の情報を随時伝える。さらに、必要に応じて、保護者と面談によるコンサルテーションを実施する。
- ② 外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。
- ③ 児童と保護者の悩みや相談を受け止めることができるよう、教育相談センターや児童相談所、「いのちの電話」等の相談窓口の利用も検討する。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童と保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるようにする。

啓発活動として、情報モラル研修会やネットトラブルに関する研修会等を行う。

4 いじめ問題に取り組むための組織の設置

(1) 学校内の組織

- ① いじめ防止対策委員会
 - いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生活指導主任、養護教諭、当該学年主任、学級担任による「いじめ防止対策委員会」を随時設置し、対策を講ずる。
 - 臨床心理士のスクールカウンセラーにも適切に協力を得ながら対応していく。
- ② 定例生活指導部会
 - 毎月1回、生活指導部員、養護教諭で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通指導事項等についての話し合いを行う。

(2) 中学校区いじめ防止連絡協議会

緊密な情報交換と行動連携を通し、いじめの未然防止に努め、対策等の共有を図る。管理職、生活指導主任、生徒指導主事、PTA(地域教育コーディネーターを含む)、養護教諭、民生委員、臨床心理士のスクールカウンセラーを構成員とし、適切に協力を得ながら対応していく。

- ① 小中生徒指導連携の会：坂井輪中学校1年生授業参観(情報交換会)、いじめの未然防止策及び事案に対する現状と成果・課題の報告、小学校6年生に関する情報交換
- ② 生徒指導情報交換会：生活生徒指導に関する情報交換、いじめ防止策の検討

5 その他

(1) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加えて、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組
- ② いじめの再発を防止するための取組

(2) いじめの心理

- ① 心理的ストレス：過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする。
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情：凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる。
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ いじめの被害者となることへの回避感情

(3) いじめの構造

- ① いじめは、意識的かつ集合的に行われることが多い。
- ② 個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。
- ③ 加害者、被害者、観衆(はやし立てたり、おもしろがったりする側)、傍観者の存在によって成り立つ。

※学校・学級全体にいじめを許さない雰囲気が形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれる。